

世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱

28世建調第341号

平成29年1月23日

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区地域防災計画に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、区民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況の調査、危険度の判定及び表示等を行う被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)に係る必要な事項を定めることにより、判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定員 判定の業務に従事する者であって、東京都防災ボランティアに関する要綱(平成7年5月11日6総災防第280号。以下「東京都防災ボランティア要綱」という。)に基づき東京都知事(以下「都知事」という。)により防災ボランティアの認定を受けた者又は道府県の知事が定める者をいう。
- (2) 判定コーディネーター 判定に当たって、世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)第7条に規定する災対都市整備部被災建築物調査班と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等の業務に従事する者をいう。
- (3) 地元判定員 判定員のうち区内に在住し、又は在勤する者をいう。
- (4) 建築関係団体 東京建築士会世田谷支部、一般社団法人東京都建築士事務所協会世田谷支部、公益社団法人日本建築家協会その他の建築関係団体をいう。

(判定実施の決定及び判定実施本部の設置)

第3条 判定は、震度6弱以上の地震が発生した場合に実施するものとする。この場合において、災害対策本部(世田谷区災害対策本部条例(昭和38年7月世田谷区条例第13号)第1条の世田谷区災害対策本部をいう。次条において同じ。)に被災建築物応急危険度判定実施本部(以下「判定実施本部」という。)を設置する。

2 判定実施本部の長(以下「判定実施本部長」という。)は、都市整備政策部建築調整課長(以下「建築調整課長」という。)をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、判定実施の要否は、被害の状況に応じた判定実施本部長の判断に基づき、決定することができる。

(実施計画)

第4条 判定実施本部は、災害対策本部が収集した次に掲げる被災に関する情報に基づき、判定の実実施計画を策定する。

- (1) 地震の震源及び規模
- (2) 区内のライフライン、交通機関、避難所となる公共施設等の被害状況

2 前項の実実施計画には、判定実施本部の執務場所、判定を実施する期間及び区域並びに判定に

要する判定員の数その他必要な事項を定めるものとする。

(判定を実施する区域)

第5条 判定実施本部長は、被害情報等をもとに被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害が大きいと予想される区域に設定する。なお、情報量の増加に伴い適宜見直しを行うこととする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 危険物の貯蔵所、製造所、取扱所等が存する区域
- (2) 崖が崩壊するおそれのある区域
- (3) 延焼のおそれのある区域
- (4) 暴動が発生している区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、二次被害が発生するおそれのある区域

2 前項の規定による区域の設定は、情報量の増加に伴い適宜見直しを行うこととする。

(判定の対象となる建築物)

第6条 判定の対象となる建築物は、判定を実施する区域に存する民間の住宅(共同住宅を含む。)であって、階数が10階未満のものとする。

2 判定実施本部長は、被害状況により必要があると認めるときは、前項の住宅以外の建築物について判定を実施することができる。

(実施の連絡)

第7条 判定実施本部は、判定の実施を決定したときは、直ちに、都知事及び区内の建築関係団体にその旨及び第4条第1項の実施計画の内容を連絡するものとする。

(情報提供)

第8条 判定実施本部長は、判定の実施を決定したときは、判定に係る次に掲げる事項について、報道機関の協力を得て被災者等へ周知を図るものとする。

- (1) 開始日時
- (2) 実施する期間
- (3) 実施する区域
- (4) 問い合わせ窓口となる連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(判定員に対する参集要請)

第9条 判定実施本部は、第4条第1項の規定により実施計画を策定したときは、地元判定員に対して参集要請を行うものとする。

2 前項の参集要請は、建築関係団体に所属する地元判定員を優先して行うものとする。

3 参集する地元判定員は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 判定を実施する際に支障となる健康上の問題がないこと
- (2) 食事、飲み物等を用意できること
- (3) 参集場所又は判定を実施する場所への移動手段があること

(判定コーディネーターの指名)

第10条 判定実施本部長は、判定実施本部と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等を行わせるため、東京都が作成した判定コーディネーター

の名簿に登載されている者の中から判定コーディネーターを指名する。

- 2 前項の名簿に登載されている者の中に総合支所街づくり課に所属する職員が含まれている場合は、当該職員を優先して判定コーディネーターに指名する。

(都知事に対する支援の要請)

第11条 判定実施本部長は、地震による被害が大規模であること等により、判定員、判定コーディネーター及び判定資機材の数に不足が生ずると判断した場合は、都知事に対し、判定員又は判定コーディネーターの派遣、判定資機材の提供等について支援を要請するものとする。

- 2 判定実施本部長は、判定員(地元判定員を除く。)又は判定コーディネーターの宿泊施設を区内において確保することができないときは、震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定に基づき、都知事に対し宿泊施設の提供を依頼するものとする。

(判定の方法等)

第12条 判定の方法は、外部からの目視又は簡易な道具を用いる方法とし、調査項目は建築物の沈下及び傾斜並びに構造躯体の損傷その他の被害状況とする。

- 2 判定は、各総合支所街づくり課を拠点として実施するものとする。

(危険度の表示)

第13条 判定実施本部長は、判定員が判定を終結したときは、当該判定員に判定の対象とした建築物の出入口、外壁等の見やすい位置に「調査済」、「要注意」及び「危険」の表示を施させるものとする。

(都知事への通知等)

第14条 判定実施本部は、毎月20日までに、前月分に係る判定の業務に従事した判定員及び判定コーディネーターの人数、氏名、活動期間等を書面により都知事に通知するものとする。

- 2 判定実施本部は、前項の判定員及び判定コーディネーターに対する補償に関する事務を行う都知事に協力するものとする。

(他の自治体に対する支援)

第15条 区長は、都知事から他の自治体に対する支援の要請があったときは、判定員及び判定コーディネーターの派遣、派遣に伴う交通、宿泊施設の確保及び判定資機材の提供に関し、都知事との間で必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 前項の要請に応じるために他の自治体に区職員を判定員又は判定コーディネーターとして派遣する場合は、公務として扱うものとする。

(業務マニュアル)

第16条 この要綱に定めるもののほか、判定は、東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの定めるところにより実施するものとする。

(判定資機材等の備蓄)

第17条 区長は、平常時において、判定資機材等の備蓄を行うものとする。

(地元判定員との連絡体制等)

第18条 区長は、地元判定員に対して参集要請を行うための連絡網を作成し、連絡訓練等により地元判定員との協力体制を構築する。

- 2 前項の連絡網は、必要に応じて再編することとする。

(報酬および費用負担)

第19条 判定活動は無報酬とし、食費、交通費、宿泊費等に要する費用は自己負担とする。

2 判定活動中又は訓練中に、負傷若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領の規定を適用し、災害補償を行う。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、判定実施本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。